

大分県森林作業道作設技術者認定制度実施要領

制定 平成24年4月 6日

改正 平成28年6月 1日

改正 令和 4年4月15日

(目的)

第1条 この実施要領は、造林関係事業における「作業道・作業路」の作設基準が一時的施設から継続して利用する施設である「森林作業道」に移行したことを受け、県で定める「大分県森林作業道作設指針」に基づき作設する簡易で耐久性の高い森林作業道の「計画」、「作設」、「監督・確認」を行うことができる技術者の認定を行うことで、各事業体における責任の所在を明確化し、「森林作業道」の作設技術の向上と補助事業の適切な執行を図ることを目的とする。

(認定の区分)

第2条 認定技術者の区分は以下の3区分とする。

- (1) 大分県森林作業道「開設指導者」
- (2) 大分県森林作業道「開設オペレーター」
- (3) 大分県森林作業道「現場監督員」

(認定の要件)

第3条 認定の要件は認定区分毎に次のとおりとする。また、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者ではないことを全ての認定区分における認定要件とする。

- (1) 大分県森林作業道「開設指導者」
 - ①住所又は所属する事業体の住所が大分県内にある者
 - ②国の森林作業道指導者研修を修了した者
 - ③大分県内での研修講師として協力できる者
- (2) 大分県森林作業道「開設オペレーター」
 - ①住所又は所属する事業体の住所が大分県内にある者
 - ②国又は大分県の森林作業道オペレータ養成研修を修了した者
 - ③大分県内での現地検討会等技術研修に協力できる者
- (3) 大分県森林作業道「現場監督員」
 - ①大分県の認定林業事業体の認可を受けた事業体に属する者、造林関係事業の交付申請を行ったことがある者及び森林整備法人(分収林特別措置法(昭和33年法律57号)第9条第2号に規定する法人をいう。)に属する者
 - ②大分県の森林作業道現場監督員研修を終了した者
 - ③大分県内での現地検討会等技術研修に協力できる者

(認定の申請)

第4条 認定の申請は、大分県森林作業道技術者認定申請書（第1号様式）により行うものとする。

(認定の通知)

第5条 大分県森林作業道技術者として認定した者（以下、「認定者」という。）への通知は、大分県森林作業道技術者認定通知書（第2号様式）により行うものとする。

(認定の公表)

第6条 認定者の認定区分、所属、氏名を大分県農林水産部森林整備室造林・間伐班のホームページに掲載し公表する。

(認定の変更)

第7条 認定申請内容に変更が生じた場合は、大分県森林作業道技術者認定内容変更申請書（第3号様式）を提出しなければならない。

(認定の取消)

第8条 認定を取り消す場合は次のとおりとする。

- (1) 本実施要領の要件を満たさなくなった場合
- (2) 本人が死亡した場合
- (3) 本人が重大な犯罪を犯し禁固刑が確定した場合
- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であることが判明した場合
- (5) 作設した作業道が「大分県森林作業道作設指針」による基準を満たさず、認定者がその是正措置に対する改善策の回答をしない場合
- (6) 認定申請書の資料に、要件を満たすための虚偽の記載があった場合
- (7) 本人又は所属する事業体が大分県森林作業道技術者認定取消願書（第4号様式）を提出した場合

(認定者への是正措置)

第9条 認定者は、県の竣工検査等により「大分県森林作業道作設指針」の基準を満たさない作業道が作設され、県振興局長から是正措置の通知（第5号様式）があった場合は、速やかに認定者の責務により改善策を回答（第6号様式）しなければならない。また、県振興局長は認定者あてに是正措置の通知を行った場合は、森林整備室長に是正措置報告書（第7号様式）を提出しなければならない。

(各種研修への参加)

第10条 認定者は森林作業道関係の各種研修に積極的に参加するよう努め、技術向上を図らなければならない。

(附 則)

この実施要領は、平成24年4月6日から適用する。

この実施要領は、平成28年6月1日から適用する。

この実施要領は、令和4年4月15日から適用する。